

様式第1号(第5条関係)

(平25告示5・一部改正)

みどり市パブリックコメント募集案件

件名	大間々・笠懸路線バスの経路変更に伴う運賃(案)について
実施担当課	政策企画部企画課 TEL 0277(76)0962
意見募集の趣旨	大間々・笠懸路線バスにおいて、笠懸庁舎からかたくりの湯/岩宿博物館へ向かう経路上の交差点を左折する際、バスが反対車線にはみ出してしまい反対車線の対向車と接触する危険性があるため経路変更を行います。 新規経路を運行するにあたり、運賃はこれまでと同額(100円/1回)とする案について意見を募集するものです。
公表資料	大間々・笠懸路線バスの経路変更に伴う運賃(案)
意見の募集方法	【意見の募集期間】 令和7年7月14日(月)～8月14日(木) 《必着》 【意見を提出できる人】 ・市内に在住・在勤・在学する人など 【意見の提出方法】 別添様式(意見提出用紙)に意見等並びに住所及び氏名を明記した文書を次のいずれかの方法で提出してください(意見提出用紙の様式は問いません)。 ・郵送 みどり市企画課宛て(☎379-2395 みどり市笠懸町鹿2952) ・ファクス (76)2449 ・電子メール kikaku@city.midori.gunma.jp (件名欄には「大間々・笠懸路線バスの意見」と明記) ・持参 企画課(笠懸庁舎)、大間々市民生活課(大間々庁舎)、東市民生活課(東支所)のいずれかに提出 (土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで) 【意見及び市の考え方の公表予定時期】 ・令和7年9月中旬頃
実施責任者	企画課長

- ※ ご提出いただいた意見に対するみどり市の考え方を取りまとめ、市のホームページ等で掲載する予定です。なお、意見を提出された方の個人名等は公表しません。
- ※ 意見等の提出にあつては、提出者の住所、氏名を必ず明記ください。住所、氏名が明記されていない意見等は市の考え方等を公表しませんのであらかじめご了承ください。
- ※ ご提出いただいた意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。